

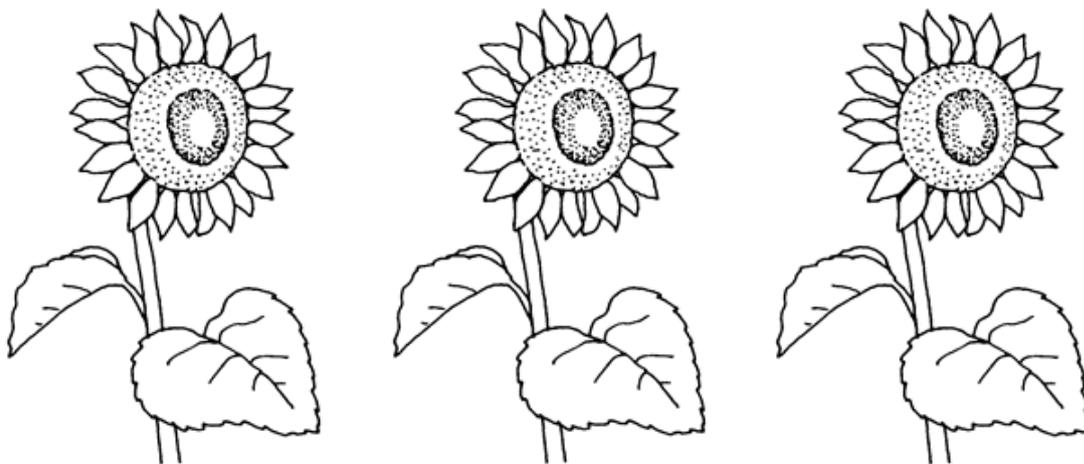
支部ニュース

2014年8月 No. 489

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口1-8-6-202
Tel.03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

- J A L 控訴審判決報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・佐藤誠一
- カネボウ白斑被害について、賠償交渉の申入れを行いました・・・・・・・・伊藤真樹子
- 「労働法制改悪を許さない！」秋の臨時国会に向けた共同の取り組みの告知・・・・三浦佑哉
- 地域に根差し、暮らしに寄り添って、45年・・・・・・・・・・杉井静子
- 新人紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・長谷川悠美
- 再び！ サマーセミナーのお誘い！！・・・・・・・・・・齊藤園生
- 今年のソフトボール大会は・・・・10月28日(火)
- 6・7月幹事会報告



JAL 控訴審判決報告

東京南部法律事務所 佐藤 誠一

1 控訴審判決までの経過

本件は、2010年1月19日の会社更生手続開始決定によって始まった。会社更生法の適用に至ったのは、JAL 経営者の乱脈・放漫経営による損失が顕在化した結果である。

同年3月より特別早期退職募集が開始され、同年9月から希望退職の募集が開始された。同月27日には、傷病基準と年齢基準という整理解雇基準案が提示され、同年10月からは対象者は自宅待機を命じられて仕事から外された。同年11月30日、更生計画の認可決定が出され、JALは5200億円の債務免除となった。JAL 単体目標1500名のところ、希望退職者1699名と人員削減目標を上回ったにもかかわらず、同年12月9日、乗員94名、客乗108名に対して解雇予告通知があり、同月31日に整理解雇された。

本件については、原告団より、1年で審理を終えるという目標が設定された。2011年1月19日に提訴し、同年9月に人証調べを2期日実施し、同年11月に最終準備書面を提出して審理を終えた。1年で審理を終えるという目標は達成できたが、2012年3月、解雇を有効とする東京地裁の判決が出されるに至った。審理期間の関係もあって原告の個別事情で勝つのではなく、原告団全体で勝つという方針で、個別立証はしなかった。

2012年4月11日に控訴し、2014年6月、いずれの事件についても判決が出された。高裁の判決は、地裁から高裁に記録が上がった時点で裁判官は一審の判決だけを見て控訴棄却の結論を決めたのではないかと思われるような結論ありきの判決であった。

2 控訴人の訴訟活動

本件は偽装倒産であって、労働組合や活動化を一掃する目的の解雇であったと思わざるを得ない。これが本件の実態ではないだろうか。

ただし、本件解雇は、会社更生手続化で行われたものであるという点に特徴がある。会社更生法の下で、整理解雇はどのように扱われるのか。最高裁判決が出ればリーディングケースになるであろう。ただし、地裁段階では、弁護団としてそのような意識は薄かった。それは、JALがV字回復を遂げたからである。経費削減を超過達成し、翌年には株式を再上場させた。支援機構は莫大な利益を上げており、およそ考えられない利益率を達成した。弁護団としては、地裁段階では、むしろこの点を取り上げて主張立証を展開した。

一方、控訴審では2つの大きな柱をたてた。1つは、解雇の無効原因に関する新たな主張立証、2つ目は不当労働行為である。

1つ目の柱について、地裁段階で、会社は希望退職による削減目標数値を達成するための解雇と主張した。ところが、希望退職以外の任意退職や定年退職等の人員減も含めれば、「事業規模に見合う人員体制」は、原告らが整理解雇された時点において、乗員も客乗もすでに達成されていた。つまり、解雇の

必要性はなかったということである。この人員論について、高裁で証人尋問を実施して解雇の必要性がなかったことを明らかにした。これに対し、JALは積極的な反論・立証をせず、裁判所もこの点について何ら釈明をしなかった。

2つ目の柱は、JALが設けた年齢基準自体が、組合つぶし・活動家排除を目的としたものであったということである。控訴審では、この点について本人尋問を実施し、積極的に主張立証した。

3 控訴審判決の構造

ところが、控訴審判決は原審判決を基本的に踏襲し、控訴人らの主張を一蹴した。原審は、解雇の必要性について、「すべての雇用が失われることにもなる破綻的清算を回避」（乗員）、「いわば一旦沈んだ船であり、二度と沈まないように」（客乗）などと情緒的な表現を用いつつ、解雇の必要性を安易に認めた。

控訴審判決は、この問題のある原審判決を踏襲したうえで、情緒的な表現は補正しつつ、さらに更生計画及び更生手続を過度に重視し、管財人が変更手続を履践することなく更生計画の遂行内容を変更することは許されないとした（乗員）。さらに、裁判所が選任・監督する管財人としての地位を重視し、管財人擁護論をいっそう強化した。

高裁は、裁判所が選任した管財人の判断をほぼ無条件に肯定し、不当労働行為の主張を一顧だにせず、整理解雇が有効だから（客乗）、あるいは人選に合理性があるから（乗員）、不当労働行為にならないと、逆転した判断を示している。またJALは人員体制の立証を一切行わなかったのに、裁判所は控訴人の主張・立証は推論で、不正確であるとして切り捨てた。これは、本来JALがすべき主張立証を労働者側に押しつけるものであり、結論ありきの判決に他ならない。

4 最高裁勝利への展望

乗員64名、客乗71名が上告し、最高裁に臨む。

最高裁では、会社更生手続下での整理解雇法理の解釈適用という法律論が重要な課題になる。加えて重要な事実論として（是認することは正義に反する重要な事実誤認）、「事業規模縮小に見合う人員体制」が達成されていたのか否かという点が問題になるであろう。より一層の支援をお願いしたい。

【原告団（乗員）・長澤利一さん】

今回の判決は、当事者の顔が見えない判決であると感じている。

航空大学を卒業し就職したのはオイルショックのころで、当時は小型機の会社に採用された。数年後にオイルショックが収まると、小型機の会社から引き抜かれて国内の定期航空会社に転職した。当初、フライトエンジニアとして転職し、10年後にパイロットに転向した。その理由は、大手会社が事業を拡大してパイロットが不足したからである。この様に国の航空政策に翻弄される中で生き、労働者の中心として、どんな訓練を保障するのか、どのような労働条件を保障するのか等、会社と交渉してきた。

当時のJALは国内線のシェアが低かったそのためJASと合併して国内線のシェアを拡大した。合併にあたり、就業規則作成手続き違反で申告しながら労働条件の切り下げなどに反対し、たたかってきた。たたかいを展開するにあたり、学者や弁護士と航空労働研究会を立ち上げ、パイロットも労働法によって守られるべきであることを明らかにしてきた。今回の解雇について、それまでの知識から、整理解雇

ができるわけではないと考えていた。これが覆されて大変驚いているが、今後は裁判所とたたかっていかなければならない。労働者よりも管財人を守る裁判所の判決、会社に対して何ら釈明をしない訴訟指揮については、大変疑問である。今回の判決は、空の安全をないがしろにする判決でもある。最高裁でたたかいを続ける中で、疑問点を明らかにしていきたい。

【原告団（客乗）・宝地戸百合子さん】

一番許せないのは、破綻に導いた経営者が誰一人責任を取っていないということ。何の責任もない労働者に責任を押しつけた。JALは昔から安全よりも利益優先の体質で、御巢鷹山の事故でJALの体質が変わるか期待したが、何も変わらなかった。今回の破綻でも、安全を重視する労働者を狙って解雇しており、体質は何ら変わっていない。JALは過去、組合の分裂をはかり、CCU組合と第二組合との間で昇格差別を行った。その結果、CCUは高年齢者が多く占めるようになっていった。年齢基準というのは、CCU組合を狙い撃ちしたものにほかならない。

会社更生手続が開始されて、支援機構がJALを変えてくれると思っていたが、逆だった。JALと権力が一緒になって、組合つぶしをはかったものである。JALは地裁判決を待って新人を採用しており、極めて悪質である。裁判所も含めた、JALよりももっと大きな相手とたたかうことになったが、この解雇を認めるわけにはいかない。客乗は誰一人かけることなく上告した。これからもたたかいを続けていきたい。

【弁護団・黒澤有紀子弁護士より】

結審直後に弁護団に加入した。地裁判決が出て、判断から落ちている事実関係を拾い上げる役割を担当したが、管財人絶対論によって多くの事実が切り捨てられており、落ちている事実関係だけでA4用紙50頁以上に及んだ。高裁では個別立証をすることになり、陳述書の起案を担当した。67通の陳述書に目を通す中で、当事者の大きな苦しみを理解するに至った。新人のうちは大変な作業を担当することもあるが、新人弁護士には困難な作業も進んで担当していただきたい。

以上

*この原稿は6月25日開催の東京支部新人歓迎会で実施した学習会の内容に加筆したものです。



カネボウ白斑被害について

賠償交渉の申入れを行いました

東京東部法律事務所 伊藤 真樹子

- 1 カネボウ美白化粧品白斑被害救済東京弁護団は、大手化粧品メーカーである(株)カネボウ化粧品が、美白に効果のある物質として開発したロドデノール入り化粧品（以下、「本件化粧品」）を使用したことにより、白斑が発症した被害者の救済を目的として、東京三弁護士会の有志から結成された弁護団である。

弁護団においては、被害者説明会や110番活動を複数回行ったうえで、被害状況の集約・分析を行ってきた。被害の程度は様々であるが、酷い場合には顔全体が強い濃淡のあるまだら状になり、そのため、人目を気にしたり、紫外線による悪化を恐れて外出を控えたり、人との交流に消極的になるなど、被害者は多大な精神的苦痛を被っている。

このような深刻な被害状況を損害として適正に判定する必要があるが、化粧品による深刻な白斑被害というこれまでにない被害であることから、算定基準を定めるにあたっては慎重な議論を要した。

また、(株)カネボウの法的責任についても検討を重ね、製造物責任法に基づく責任を主張した場合に予測される開発危険の抗弁が適用される場面ではないこと、安全性確保義務違反により不法行為に基づく責任を負うことを明確にした。

- 2 他方で、(株)カネボウ化粧品は、昨年7月4日に本件化粧品の自主回収を発表して以降、被害者を個別に訪問し、医療費と交通費の支払いを開始したが、白斑は完治するとの判断のもとに、休業補償や慰謝料は白斑の症状が完治した後に支給するとの姿勢であった。しかし、本年6月になって、回復の遅い被害者、回復傾向が見られない被害者がいることから、補償内容の見直しを行い、医療費と交通費のほか、精神的慰謝料と休業補償の一時金を支払うほか、回復傾向が見られない被害者のために後遺症慰謝料相当の補償の検討をしていると発表するようになった。

しかし、どのような治療を受ければいつの時点で白斑が治癒するのか全く解明されていない状態で、白斑は治癒する、治癒した被害者は大勢いると喧伝すること自体が不誠実であるし、休業補償や精神的慰謝料、休業補償の一時金の支払いが、いかなる基準に基づいて、対象となる被害者を決定し、補償金額を算定するのか、全く明らかにされていない。さらには、白斑が治癒せずに残存した場合の逸失利益や慰謝料についても、具体的な対応を明確にしていない。

- 3 このような状況を踏まえ、弁護団は、本年7月4日、(株)カネボウ化粧品に対し、賠償交渉の申入れを行った。訴訟提起ではなく、賠償交渉の申入れを行った理由は、①被害者の早期の被害回復を企図したこと、②(株)カネボウ化粧品において、自主回収を発表してから一貫して、「お客様には完治まで責任をもって対応する基本方針」をとっていることなどからである。

しかし、㈱カネボウ化粧品は、弁護士及び被害者が直接賠償交渉の申入れに出向くことを拒絶し、代理人弁護士を通じて申入れをするよう事前に通知してきた。弁護士は、代理人弁護士に対し、㈱カネボウ化粧品が直接交渉の申入れを受けるよう再三に亘って求めたが、㈱カネボウ化粧品側はこれに応じず、やむなく、弁護士は、代理人弁護士に賠償交渉の申入書を提出することとなった。㈱カネボウ化粧品のこのような対応は、被害者に真摯に向き合おうとする姿勢が全く欠落したものであり、極めて不誠実な対応と言わざるを得ない。

弁護士としては、このような㈱カネボウ化粧品の姿勢に対し、同社が法的責任のみならず、重大な社会的責任も負っていることを広く訴えるべく、今後は、被害者団の結成や多様な運動の展開なども視野に入れ、活動していく考えである。

「労働法制改悪を許さない！」

秋の臨時国会に向けた共同の取り組みの告知

代々木総合法律事務所 三浦 佑哉

自由法曹団東京支部と、東京地評・東京春闘共闘会議は、共同の力で労働法制改悪を阻止することを確認すべく、第一弾として5月14日に共催で「解雇自由社会を許さない学習交流会」を開催しました。

その後、運動の成果もあり、労働者派遣法改正案は、通常国会で審議入りもできないまま廃案になりました。

ですが、労働者派遣法改正案は、ほぼ同内容で秋の臨時国会に提出されることは確実です。

また、安倍内閣は、残業代をゼロにする「新たな労働時間制度」の創設を打ち出しており、今後の労政審での審議を経て、2015年の通常国会で法案を提出することを狙っています。

そこで、このような労働法制改悪の阻止運動を一層強めるべく、第二弾として、下記のとおり学習交流会、全都一斉宣伝行動を行います。

学習交流会への参加、各法律事務所から各単産・地域組織への学習会・街頭宣伝の呼びかけを積極的に行っていただきますようお願いいたします。

○ 許すなアベノ雇用破壊「労働法制大改悪阻止」学習交流会

日時：2014年9月12日（金）

18時30分～

場所：東京労働会館ラパスホール

講師：鷺見賢一郎団員（労働者派遣法について）

今村幸次郎団員（労働時間法制について）

○ 9.19全都一斉宣伝行動

日時：2014年9月19日（金）

※時間や場所は、各法律事務所にお任せします。

地域に根差し、暮らしに寄り添って、45年

ひめしゃら法律事務所 杉井 静子

私が弁護士登録したのは1969年（21期）。今年で団員としても45年になります。多摩地域で初の民主的地域事務所である三多摩法律事務所に31年間所属し、その後杉井法律事務所を経て、ひめしゃら法律事務所を開設し丸5年になります。自分が育ち生活している多摩の地域にこだわり続けたと言えるでしょうか。

弁護士になりたての頃は、まだ女性弁護士が少ない時代で、「あんた本当に弁護士か!」と言われてたり、「女では頼りないから男の弁護士に代えてくれ」と言われ、悔しい思いもしました。結婚して子どもを産んで子育てする時期は活動が制約され、「子どもなんか産まなきゃよかった…」と嘆き、あせったこともありました。

しかし、ある男性の先輩団員からの、「杉井さんは産休をとる度に元気になるね」の一言で考えが変わりました。産休（私の場合は3度）はデメリットではなくて、貴重な充電期間であり、メリットだったのだ!と。そして、子育て中は「あせらない」「細くても長く仕事を続ける」ことをモットーにやってきました。

三多摩法律事務所に所属していた時期は、運営委員や運営委員会議長などもしましたがこれは得がたい経験でした。大所帯の事務所をまとめ、運営をしていくには、個々の事件処理とは別の能力と力量が要求されます。個人事務所からみると、会議にとられる時間がムダに思えますが、民主的討議の重要性と会議の中で重要な発言をし、集団を牽引していく力は、弁護士会活動や民主団体での活動でも重要です。私は平成2年度の二弁の副会長、平成17年度の関東弁護士会連合会の理事長（いずれも女性で初）をつとめました。三多摩法律事務所での経験は大変役立ちました。悪法、たとえば国家秘密法反対の三多摩大集会を何度も呼びかけ実行しました。また、「三多摩憲法のつどい」を提唱し、今でも毎年引きつづき開催されているのは本当に嬉しい限りです。

もう一つ別のスタンスは、現行の法律や判例を既定のものとしてあきらめないことです。勿論、個々の事件で法律や判例を駆使し、あるいは違憲論を展開し、新判例をつくる活動は弁護士にとって最も大事なことです。しかし、若いみなさんには、現行の法律が悪法であればそれを廃止、改正する、場合によっては新しい法律をつくる、そのための研究をし、提言することにもチャレンジしていただきたい。10年先、20年先を見据えた活動をしてほしいと思います。

私は、大事件を手がけ判例集に載るような判決を勝ちとった経験はない町の弁護士にすぎませんが、新しい立法の契機になるような活動にいくつかかかわってきました。

1989年に二弁でセクハラ110番を実施し、その後セクハラ防止法案大綱の提言にかかわってきましたが、労働省（当時）はセクハラなんて実態があるかどうかわからないと見向きもしませんでした。しかし10年度の均等法改正でセクハラ防止は事業主の責任との規定が盛り込まれたのには、心底感激しました。また、日弁連の「親権と子どもの人権に関する小委員会」の委員長当時、「親権の一時停止」

の提案を含む報告書をまとめましたが、これも2011年の民法改正で実現しました。最近では日弁連推薦委員として法制審議会で家事事件手続法の立法作業にもかかわりましたが、そこで弁護士会側が強く主張した「子どもの手続代理人」が実現しました。昔からの私の夢であった「子ども代理人制度」に比べるとまだまだ不十分なものですが、一部でも実現した意義は大きいと思っています。

ところで、私は今でも日々の相談、事件に忙殺されている“現役弁護士”です。最近の相談や事件で感じることは、貧困化がかつてないほど広く深くなっていることです。そして、それもあって、精神を病んでいる人が実に多いことです。昔に比べ、「良きカウンセラーであること」が弁護士の役割の一つに加わっているのを実感します。ただ、弁護士はカウンセリングで終わらない、事件を解決しなければならない、その点で昔よりずっと「難しい仕事」になっていると思うのです。悩みの多い日々が続くのは年配者でも同じです。ご一緒に頑張りましょう。

新 人 紹 介

東京法律事務所 長谷川 悠美

2013年12月に東京法律事務所に入所いたしました、長谷川悠美と申します。

東京法律事務所は、約60年の歴史があり、一貫して、平和、民主主義、労働者の権利の保護を目的としてきました。所員の私から申し上げるのもおかしなことですが、名だたる先輩方が在籍していらっしゃる事務所なので、入所して以来、憧れの先輩方と仕事ができる喜びを感じながら、身の引き締まる思いで執務しています。

入所して何よりも感動したことは、事務員の皆さんも含めて所員全員が、平和、民主主義、労働者の権利を守る運動に積極的だということです。毎月2回、秘密保護法や集団的自衛権に反対する街宣活動を行っていますし、自由法曹団の運動にも積極的に参加しています。事務員の方から、企画の紹介や、活動の報告を受けることも多いです。

所員の皆さんがいるから、私も頑張らなくてはいけないと思えるし、自由法曹団のみなさまがいるから、当事務所も継続して活動ができているのだと思います。

秘密保護法の制定、集団的自衛権容認の解釈改憲、労働法制改悪など、弁護士になったとたんに課題が盛りだくさんで、戸惑う気持ちもあります。しかし、前号の支部ニュースの新人紹介で、東京東部法律事務所の鹿島裕輔くんが書いていたように、この時代に弁護士になった者の責務として、これらの問題に正面から取り組んでいく必要があると思っています。

私が参加している弁護団活動は、首都圏建設アスベスト訴訟、福島原発被害弁償弁護団、メトロコマース弁護団などがあります。

首都圏建設アスベスト訴訟では、現在東京高等裁判所に係属している1陣訴訟の当事者の方の大半はお亡くなりになっていて、遺族の方が原告となっています。そのような被害を目の当たりにするたび、

アスベストが危険だという知見が確立した後に、警告表示すらせずアスベスト含有建材を作り売り続けたメーカー企業や、十分な規制を行わなかった国に対して、憤りを感じます。

東京地裁では、国に対する請求は一部認容されましたし、メーカーに対する請求は棄却されたものの、メーカーの過失は認める趣旨の判示がされました。あと一步というところまできているはずですが、

各原告に実際に被害を生じさせた共同不法行為の特定など、立証・法理論的に難しい問題に直面している訴訟ですが、絶対に負けるわけにはいかないと思っています。

まだまだ慣れない日常業務に追われ、思うように弁護団活動に参加できないのがもどかしいのですが、解決するまで参加して、アスベスト被害の完全救済を目指します。

また、メトロコマース事件では、労働契約法20条に基づいて、非正規社員と正社員の賃金差別についての責任追及をしています。

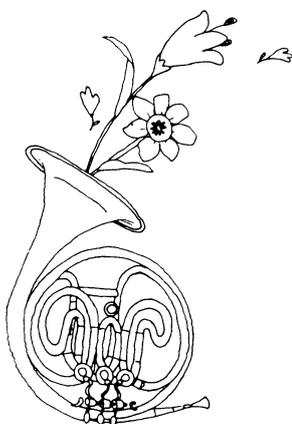
原告は、同じ仕事をして、正社員とは格段の差がある低額な賃金しか受け取れず、いくら働いても生活が苦しい方々です。

同じ仕事をして、もらえる給料が違うというのは、人間の尊厳を傷つける差別なのだ実感しています。正社員と非正規社員は、同じ人間ではないと言われ続けているようなものです。

労働契約法20条が制定されたばかりで法解釈が確立していないので、難しい取り組みであることは確かですが、日本中の非正規社員の方々の権利のためにも、弁護活動・運動ともにしっかりと活動をしていきたいと思っています。

私は、自由法曹団の先生方が参加されてきたような社会的意義のある訴訟に携わりたくて、弁護士になりました。それらの事件で、先生方が、もう二度と同じ被害を繰り返させないという理想を持って闘っていらっしゃることに感銘を受けたのです。

私も、先生方のように「勝つまでやめない」の精神で頑張りますので、これからどうぞよろしくお願いいたします。



再び！ サマーセミナーのお誘い！！

自由法曹団東京支部事務局長 齊藤 園生

7月1日、政府は従前の憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使をふくむ、武力行使の新3要件を閣議決定。1954年の自衛隊発足以来、政府は一貫して9条のもとでは自国を守る個別的自衛権の場合にのみ、最低限の武力行使に限って認めてきたのにたいし、閣議決定された今回の新3要件では、個別的、集団的自衛権と集団安全保障の3種類の武力行使が理論上可能なものになっています。これは憲法の柱である平和主義を根本から覆す「解釈改憲」に他なりません。それでも「解釈改憲したわけではない」と言い張る安倍首相。新3要件を「歯止めをかけている」等とあって、認容した公明党。これほどの欺瞞があるでしょうか。

閣議決定はされたものの、勝負は個別立法を許すか否か。政府はすでに、秋の臨時国会での個別法成立をあきらめ、来年の通常国会での成立を目指しています。福島、沖縄知事選、地方選を挟んで、いかに今回の閣議決定が国民の怒りを生んだか、政府与党に思い知らせるのは、この秋以降の運動です。

この情勢をどう考え、秋以降につなげていくのか。きわめて重大な情勢です。支部のサマーセミナーでは、今あらゆるところで、「海外で戦争をする国には反対」と言い続けている、自称「紛争屋」こと伊勢崎賢治さん（東京外国語大学教授）に、「9条のリアル」という題で講演をいただきます。2日目には秋の闘いにむけ、どんな学習会で反対の声を広げるのか、徹底討論をしましょう！実はまだまだ参加が少ない。是非各事務所、弁護士 事務局各最低1名はご参加をお願いします。

★★★ 2014年東京支部 サマーセミナー ★★★

* 8月22日（金） 13時30分～17時30分

「9条のリアル」 講師 伊勢崎 賢治氏

* 同23日（土） 9時～12時

徹底討論！この秋の運動をどう広げるか

* 場 所 箱根湯本ホテル

* 費 用 17,000円

今年のソフトボール大会は・・・10月28日(火)

第26回支部ソフトボール大会は**10月28日(火)**になりました。

会場は**都立大井ふ頭中央海浜公園**(去年と同じ)です。

ソフトボール大会は26年間の伝統を持つ、支部の重要な行事の一つです。

昨年は13チーム、200人を超える参加者でした。

昨年の覇者、東京東部法律事務所チームは連覇をねらってくるでしょう。これを阻止しようとするチーム、レクリエーションとして参加するチーム、日頃のストレスを発散するチームなど、どんなチームも大歓迎です。9月より参加チームの申込を始めます。

みなさん！いまから、体を鍛えて準備して下さいね。もちろん、その後の懇親会もよろしく！！

～事務局より～

幹事会報告

6月度

情勢

<1> 第186通常国会と成立法案

主な法案の審議結果

97.5%の成立率は高水準。90%超えは第一次安倍内閣以来。

派遣法の廃案、有期法案の継続審議→医療介護総合推進法の遅れ、派遣法の条文ミス等の影響か、ただ運動の面は大きいのではないか。

カジノ解禁法案。そのような国を目指すのか？

<2> 集団的自衛権

事実上妥結。

7月4日までに閣議決定を目指す。それまでに阻止する。7月1日にやってしまう可能性も。

公明党修正「わが国と密接な関係にある」挿入→アメリカを想定しているので限定にならない。

「おそれ」→「明白な危険」も評価の問題で限定にならない。

その時々の内閣の判断になるし、日本周辺に限るという限定はほぼなくなった。自衛隊法等の改正は秋の臨時国会か 日米ガイドラインは閣議決定を前提として変えられる。なので、法改正は通常国会か。

〈3〉 6月24日 新成長戦略の閣議決定

特に雇用分野が問題。成果に応じた賃金という労働時間制度、解雇の金銭解決が含まれる。

個別課題

(1) 秘密保護法廃止の活動

廃案ではなく継続審議になったのは評価できる。

ただ、当初から減り、結局は、共産党、社民党、無所属の少数になってしまった。

(2) 集団的自衛権行使の解釈改憲

・ 6月12日の議員要請

自民・民主・公明の中心にいる人物を狙っていった。秘書からは、永田町は数の論理だから、区議会議員、都議会議員といった地方を攻めるという方がいいのではとのアドバイス。

・ 6月16日の法律家7団体学習会

会場3分の1くらいで少なかった。50～60名。浅井基文先生の話は少々難しかった。安倍をIMFが反対している点を強調することが必要。

・ 6月17日の日比谷野音集会

大成功だった。デモも盛り上がった。

・ 抗議活動

団支部として、公明党の都議には個別にファックスを送る。都議会のHPに載っていない。議員のファックス番号を調べる。最悪、都議会公明党代表へファックス。

(3) 労働

5月29日の院内集会報告。

都内一斉宣伝活動のための宣伝を行っていく。講師料を負担することも有り得ることは了解。

(4) 刑事司法制度

・ 現状について

19日、20日に理事会をやっていて、反対も22人出た。賛成多数。日弁連としては決まり。執行部案が通った。特別部会案はダメ。7月の特別部会で取りまとめ→日弁連法制審議会が答弁→来年の通常国会に提出という流れになる。

取り調べの録音・録画制度について、日弁連はA案に反対なのは間違いないが、B案については賛成か反対か曖昧。

・ 事務当局試案の解説。 証拠開示、通信傍受の合理化・効率化等の問題点を議論。

特に通信傍受については、大幅な対象の拡大、職員の立会不要、警察庁等でも聞けることになる。

・ 一括採択になる可能性大。日弁連は可視化が一番重要だと主張するが、通信傍受はぼろぼろな状況。法友会は賛成という意見書を出している。

・ 支部としては、通信傍受法の拡大は駄目。秘密保護法、共謀罪との関係でも。譲れない。団支部としては、何かできる？東京三弁護士会に意見書を出す。本部と連携。

(5) 教育問題

(6) その他

- ・東京都議会の野次問題。議長宛の抗議文を送る。新婦人と共同するか。
- ・オリンピック
I O Cが現在日本に来ていて、オリパラ市民の会が、今日会う予定。

〈4〉 行事・組織について

(1) サマーセミナー

内容の確認。

事務局の立場からも話してもらえないか、法会労へ要請する。

8月10日が参加申し込み締め切り

次回の東部の幹事会

17時30分～懇親会

7 月度（東部幹事会）

1 情勢と諸課題

(1) 集団的自衛権行使の閣議決定

- ・7月1日に閣議決定。
- ・ただ、その後反対運動は広まっている。意気消沈していない。
内閣支持率は各新聞で大体四割台に落ちている。
- ・7月17日の日弁連の銀座パレードに500名が参加。
村越進会長が5月3日のビラ配りをきっかけにやる気を出した。記者会見を開いていないなど慣れていなかった。今後もパレード等運動が予定されている。
方向性が一緒なら規模を大きくするために協力していく必要がある。
- ・滋賀知事選で卒原発を掲げた候補者の勝利
- ・7月8日付け朝日によれば、来年春の統一地方選などへの悪影響を懸念して、秋の臨時国会提出は断念か。長引くか。
ただ、12月のガイドラインで詳細に取決めして、それを前提に立法される懸念。
- ・「軍国主義復活」は明らか（一般の人にそう話すかは別として）。
要因は、戦前とは全く同じとはいえないにせよ、歴史を学習し、かつ現在の日本独占資本主義の経済的な分析も踏まえた学習会ができることが望ましい。
- ・団本部では、分かりやすい文献として合同出版から話が持ちかけられた。支部から黒澤、久保田も執筆の一員に。8月のお盆中に書く。10月中には本が出来上がる（Qが40問）。
- ・地元の雰囲気議員に伝える。

(2) 辺野古

- ・辺野古の埋め立て承認と引き換えにオスプレイの半分程度を県外に配備するよう求めている。
- ・辺野古ができるまでの間、オスプレイを佐賀へ置くよう要請。
- ・オスプレイの横田基地への飛来。
- ・沖縄県知事選、翁長氏の出馬で「勝てる選挙」

(3) 秘密保護法

- ・運用基準の素案提示。臨時国会はこれがメインのたたかいになる。
- ・従来 of 運動の継続

(4) 原発再稼働

- ・川内原発につき、規制委が新規制基準に適合していると了承。
- ・福井の裁判官と異なる判断をされてしまうと、同裁判官が孤立してしまう懸念。
生業訴訟では、裁判官は検証に応じてくれそうだが、東電は抵抗。
- ・再稼働の問題ばかりで、被害救済をマスコミが報じなくなってしまった。

(5) 派遣法改悪、労働法制の改悪

- ・6月24日新成長戦略
7月7日、中野労働基準局長が労政審・労働条件分科会で新しい労働時間制度を検討するよう要請。
- ・本部が安倍雇用改革批判検討会を立ち上げ。
派遣法、労働時間法制の問題につき、実態調査含めて研究を深める。
9月10日くらいを目処に意見書を作成する予定。
- ・東京地評と共催の9月12日の学習会について講師等詳細が決定。できるだけ多くの弁護士参加を。
各法律事務所が地域と連結して、街頭宣伝、学習会を強化していく。

(6) 司法改革

- ・盗聴法について、団として反対をはっきり意見する必要。
- ・法制審の答申案を経て、団で対策本部を立ち上げ予定。加藤先生、横山先生が中心。
- ・法制審の問題を取り上げるというより、盗聴法、司法取引に関して批判していく。
司法取引は突然具体化した話で議論不十分。団もほとんど議論できていなかった。被告人が他の犯人を明らかにした場合、弁護人が冤罪に加担することになる危険性。
- ・現在でも盗聴法の要件を満たす事件だけ盗聴しているわけではない。
- ・共謀罪も通れば、とんでもない危険。7月31日に日弁連の集会。

(7) 官邸前行動の警備要請

神奈川の神原弁護士を中心とする既存の見守り隊だけでは手が回らないため、特に金曜日の夜、東京支部で見守り隊のフォローができないかと要請があった。

要請については、応じる方向だが、詳しい団員が欠席なので保留。

2 サマーセミナー

電話かけをして、次回支部事務局会議で報告

加藤弁護士も学習会報告者として参加。

3 事務局体制

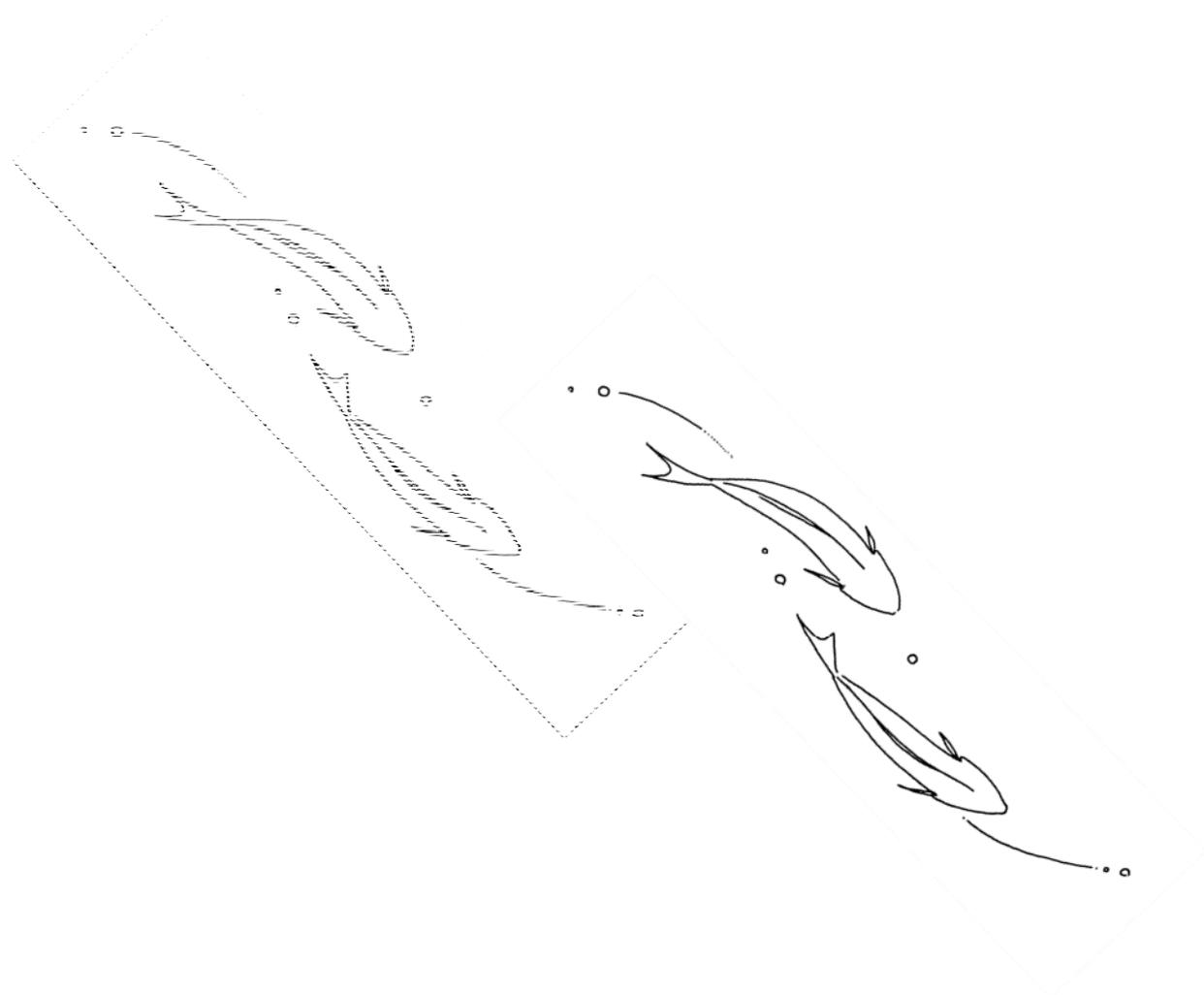
人事問題について報告

4 東京東部の取り組み

(1) 後藤弁護士～協賛団体連絡会

(2) 仲里弁護士～したまち憲法の集い

(3) 高木弁護士～スーパー堤防事業取消請求事件



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、**入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	支払対象外期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL : 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL : 03 (3231) 4111

(SJ13-08976、平成25年11月11日)